



トクちゃん新聞

4月号



4月！いろんな意味で仕切り直しです。

平成20年4月4日
徳野会計事務所
〒577-0006
東大阪市橋根3-12-28
TEL: 06-6744-3961
FAX: 06-6744-3963

URL: <http://www.ft-tax.com/>
mail: info@ft-tax.com



開業して7年になります。開業の前後は、いろんな異業種交流会に参加したり勉強会に参加したりで、人脈をつくり、またいろんな刺激も頂戴していました。開業後数年経ち、ちょうど人を採用

た頃からでしょうか、自分の意識ががっつり「外」へ向かず、「内」にばかり向かうようになっていたような気がします。それで自分のイメージ通りに経営が出来ていけば問題はないのですが、なかなかイメージ通りにはいかないものですね。周囲の方々からはよく「順調そうだな」と言ってもらっていますが、まったくそんなことはなくて、ここ1~2年はなんとなく停滞しているような感覚があり、なんとかそんな感覚を打破したいと思っていました。

そんな思いから、確定申告が終わってからは、意識を外へ向けるように、とにかく動くようにしています。具体的には、開業前後に交流会等でお会いして、いろいろと刺激を頂戴していた方々に、「お久しぶり〜」とご面会していただいています。せっかくご縁を頂戴しながら、放置してしまっていたのはもったいないですね。5年ぶり、7年ぶりなんかでお会いすると、肩書きがえらく立派になっておられたり、部下の数が増えていたり、事務所が大きくなって移っていたり・・・そして、そのような変化の影には、かつてより、よりしっかりとしたお考えがあることを感じます。今後もしばらく続けてみます。ほんと、たくさんの刺激を頂戴して、感謝です。

◆税務情報

担当: 大塚

過去の残業代を一括精算した場合の税務上の取扱い **注) 法人税、所得税で異なります!!**

最近、数年間にわたる未払残業代の支払を命じた判決があったこともあり、従業員に対して、過去の残業代の一括支給を行うケースが頻発しています。この「過去の残業代の精算」を行った場合、「法人税」、「所得税等」によって取り扱いが異なり、その処理には注意が必要です。

【過去の残業代の一括精算時の取り扱い】

「法人税」・・・ (実際に残業代を支払った期の費用) **支払った期の費用**
「所得税」・・・ (残業代が発生していた) **本来収入すべき時期の所得**



<EX> 従業員に対し、過去2年間の残業代100万円 (H17・H18年各50万円) をH20年3月に一括支給。

「法人税」 → H20年度の費用として、「給与 100万」として計上

「所得税」 → H17年・H18年分の給与として、年末調整をやり直し、税額の計算をやり直す。

⇒既に納めた税額と上記にて算出した税額(残業代込)との差額は、残業代を支給した翌月10日までに納付する必要があります。(上記の例では、20年4月10日までの納付となります。)

※所得税の上記処理に伴い、「住民税」も再計算されます。再提出した「給与支払報告書」に基づいて、

各市町村で賦課決定が行われ、各個人に「納税通知書(普通徴収)」が送付され各々が納付します。

●過年度の住民税の支払に関しては、「普通徴収」となります。
(「特別徴収」へ変更手続きはできません。)

◆消費税の課税事業者とは?

担当: 大塚

消費税の課税事業者であれば、利益が出ていなくても毎年「消費税」を納める必要があります。金額も決して少なくないことが多く、課税事業者にとっては、負担の大きい税金です。そもそも、この「消費税の課税事業者」とは、どのようにして判定されるのでしょうか?これを簡単にまとめてみました。

1. 課税事業者 → 基準期間の課税売上高が、1,000万円を超える法人・個人事業者

基準期間 法人: その年度の前々事業年度/個人事業者: 前々年

<例> 20年3月期 決算法人 18年3月期の課税売上高が1,000万超の場合は課税事業者となります。

◆ポイント 新設法人は、設立後2年間は課税事業者とならない。(基準期間ナシ⇒基準期間の課税売上高ナシ)

※ 事業年度開始時の資本金の額が1,000万円以上の法人は、基準期間が無くても設立初年度より課税事業者となります。

2. 課税売上高 → 原則、税抜きの金額で判定します。

◆ポイント 基準期間において免税事業者の場合は、税込の金額で判定します。

◆税務スケジュール(4月)

労働保険の申告・納付が4月1日より開始します。
(申告・納付 4月1日~5月20日)

弥生給与を利用すれば、申告書を記載するための参考資料を出力することができますので、ご確認ください。

4月10日(木)

- ・3月分 源泉所得税の納付
- ・3月分 住民税の納付(特別徴収)

4月30日(水)

- ・2月決算法人 確定申告
- ・8月決算法人 中間(予定)申告
- ・3月分社会保険料
- ・固定資産税 第1期分

担当: 岡村

◆得情報

担当: 荒田

「同じ業種の他の会社の売上は?人件費はどんなもん?いくらくらい儲かってる?」など気になりませんか?会計データを使って、色々分析が出来ることは、既にお伝えしています(弥生の経営診断サービス)が、今回、新たにご紹介しますのは、「TKC経営指標 BAST」です。分析の対象は、22万8168社、933業種と中小企業の分析としては、分析データが多いものとなっています。ご希望があれば、担当者までお申し付けください。



◆心理学講座に通い始めました(徳野)

意識を外へ向けていろんな人にお会いしていただく一方で、心理学の勉強をしようと思って、講座に通っています。心理学は、私にとって少しだけ馴染みがあり、また、もっともっと知りたいという対象でもありました。平成8年頃だったと思いますが、カウンセラーの先生が企画してくださった「話の聴き方セミナー」に参加して、毎週1回、全6回、いろいろと教えていただきました。この時教えていただいたことが、その後の仕事やプライベートで大いに役立ったことは間違いなくと思っています。が、ここ半年ほど、いろんな面でモヤモヤしたのを感じ、改めてもう一度しっかり勉強してみようと思った次第です。

心斎橋にある日本メンタルヘルス協会(<http://www.mental.co.jp/>)に通い始めました。心理学やカウンセリングもずいぶん市民権を得た感じがします(関係者の方々には失礼な表現ですみません)。日本メンタルヘルス協会が入っているビルもすごい立派。受講生も毎回100人ほどでしょうか。ものすごい活気です。

衛藤信之さんというカウンセラーの先生が講師なのですが、この先生、業界では異端児らしく、セミナーがとても楽しいです。午後7時から2時間半の講座が毎回、あっという間に終わります。その間、何度も何度も笑わせていただき、また、「へへなるほど〜」と感心させられ、充実の内容です。勉強し始めてまだまだ入り口ですが、ステキな言葉を教えていただきました。子育てでも社員教育でも、大事にしたい言葉です。

「I love you, because you are you (あなたはあなたでいいよ)」

◆スタッフより

担当: 杉山

◆2. 813×15

担当: 杉山

【今月の推薦図書】
『はじめての課長の教科書』
著者: 酒井 稔
発行所: (株)イスカヴァー・トゥエンティワン

タイトル通り、基本的には現場マネージャーの為の手引書ですが、課長の心得から、人心掌握術、部下の褒め方・叱り方、仕事に没頭させる方法まで、じつに細かく書かれています。

又、課長に求められる詳細スキルに関してもかなり突っ込んで紹介されています。
”課長”とは現場のリーダー、言い換えれば経営視点で顧客と関わることができる最前線のリーダーです。
今の現状を救ってくれるのは”課長”だと著者は謳っています。

この数字を見られてすぐにピーンとこられる人はマラソンに興味のある人だと思います。
2月10日曜日に1月27日大阪国際女子マラソンの会場だった長居の競技場で開催されたフルリレーマラソンに参加してきました。スポーツジムのマラソン同好会のメンバー5人(私も含めて)で一あたり3周がノルマです。
長居競技場は1周が2.813KMありこれを15周すると丁度フルマラソンの42.195KMになるそうです。
同じ人が連続して走ってはいけないルールなので1周走っては次の人にタスキを渡し又その人から又タスキを受けとって走るというパターンです。
因みに我々のタイムは3時間7分でした。世界レベルは一人で2時間ちょっとで走ります。どんな体力、心臓をしているのでしょうか?驚異です!
毎週1回は練習していますがいつもと勝手が違い走った後は疲れます。それでも走った後の爽快感は何物にも代え難く、その後のメンバーとの反省会?という名目の食事会で飲む生ビールは最高です。
マラソンを始めた動機は健康管理でしたが最近はどうしておいしいビールを飲みたい為に走っているのではと感じるようになってきました。(ビールの量が増えて良いのか悪いのか??)